

庁内ネットワーク接続プリンタ（令和7年度第2期更新分）賃貸借 整備仕様書

1 概要

（1）業務内容

庁内ネットワーク接続プリンタの令和7年度第2期更新分について、調達、各種設定、設置、稼働確認等を行うものである。また、納品機器が常に完全な機能を保つように、障害発生時の原因切分けや故障部品の交換の復旧作業等の保守作業を行うものである。

2 調達機器（ソフトウェアを含む。）の仕様及び総台数

別紙「機器選定仕様書」の「Ⅰ 調達物品要求仕様書」を参照のこと。

3 導入スケジュール

（1）設置時期

本市から概略スケジュールを別途指示するため、落札業者は本市指定様式を使用し、詳細な設置スケジュール案を作成すること。なお、出先拠点の設置スケジュール案については、休館日等を考慮すること。最終スケジュール決定にあたっては、本市指定様式や電話等を使用し、各設置拠点の担当者と調整するものとする。

（2）設置場所

別紙「機器選定仕様書」の「Ⅱ 設置場所予定一覧」を参照のこと。

4 機器の納品・設定作業

（1）納品前作業

- ア 体制図を作成し、書面により提出すること。なお、体制図には、本市との窓口となる作業責任者を明示し、作業ごとの支援体制、作業内容を報告すること。
- イ 納品機器に係る全ての物品の仕様について、落札業者決定後、速やかに本市にその仕様をデータにて提示し、説明を行うこと。
- ウ 機器に各種ソフトウェアのインストール、設定及び動作確認を行うこと。

（2）設定作業

納品後、個別に設定が必要となる事項（IP アドレス、コンピューター名等の設定、SSID 登録等、詳細は別途指示する。）について、本市で指定する場所において作業及び検証を行うこと（本設置場所とは異なる場合がある。）。

（3）機器番号シール貼付作業

本市指示により「5（3）エ及びカ」に提示するシールを作成の上、機器本体に貼り付けること。

5 機器の設置作業

（1）作業の概要

- ア 前項で準備した機器を、本市の指定する場所に設置すること。
- イ 設置のスケジュールは別途協議するが、土・日曜日、祝日及び早朝、深夜帯に作業を行う場合もあり得る。
- ウ 本設置は、機器の本設置場所への搬送、指定位置への設置、電源確保、LAN 通信線の敷設、機器との接続、不要な配線の撤去（詳細は別途指示する。）、旧機器等の撤去（詳細は別途指示する。）等が落札業者の作業範囲となる。
- エ 設置作業時は、支援体制を明確にし、必ず本庁内に作業責任者を常駐して対応すること。
- オ 各種設定中の機器の障害が発生した場合は随時、速やかに対応すること。
- カ 設置完了後、プリンタへの出力確認等、通信・動作確認を行うこと。動作確認の項目については、別途指示すること。

- キ 設置作業完了後も所管課の業務確認（動作確認）が完了するまでは、立会いを行うこと。（本市職員の了解を受けたことを本市に提示すること。）
- ク 作業当日の進捗状況について、担当職員に定期的（１日当たり２回程度）に報告すること。
- ケ 動作確認を含めた設置作業完了後、本市が指定する資産管理台帳を編集し、設置機器は追記、撤去機器は削除し、最新の状態に更新すること。

（２）機器の電源確保と LAN への接続について

ア 電源

電源の接続先は所管室課に確認を行うこと。原則、既存機器が使用していた電源を使用することとする。設置場所から離れている等により、既存の電源が使用できない場合は、電源タップ又は延長コードの敷設を行うこと。

イ LAN 配線

既設 HUB 若しくはスイッチ（以下「HUB 等」という。）から機器への LAN 通信線による接続作業が落札業者の作業となる。既設の LAN 通信線に目立った損傷等がなければ既存配線を使用することも可とする。HUB 等の位置及びポート番号、機器の設置位置等は別途指示する。設置場所によっては HUB 等から離れている場合があるので、その場合は床配線保護カバー（モール）等の敷設を行うこと。

また、LAN 通信線の両端に、本市の指示により行先表示番号札を作成の上、取り付けること。

なお、設置場所によっては無線 LAN 接続を行うことがあるが、その場合、配線作業は不要である。

（３）設置に伴い必要な物品

ア LAN 通信線

必要数用意すること。全ての設置場所に必要である。通信線の種類としてはカテゴリ 5e のツイストペアケーブルとし、ケーブル長は、おおむね 10m 以内である。

イ 床配線保護カバー

必要に応じて用意すること。設置場所の床、壁面等に配線する OA タップのケーブル及び LAN 通信線を保護する必要がある場合は敷設する。敷設が必要な場所については、別途指示する。

ウ 行先表示番号札

必要数用意すること。LAN 通信線の両端に、接続する HUB 又は機器の機器番号等を表示できる行先表示番号札で、取付け・取外し可能なものとする。既設の LAN 通信線を使用する場合も対応すること。表示する機器番号は、別途指示する。

エ 機器番号シール

必要数用意すること。各機器を識別するための機器番号シールで、タテ 1 c m ×ヨコ 7 c m 程度の背景黄色の黒字で汚れにくく破損しにくい材質のものとする。表示する機器番号は、別途指示する。

オ 電源タップ又は延長ケーブル

必要数用意すること。別紙「機器選定仕様書」に記載の機器が接続可能な規格のものとする。ケーブル長は、おおむね 5m 以内とする。5m を超えるものについては、落札業者と別途協議する。

カ 導入時期・導入業者表示シール

必要数用意すること。機器の導入時期及び導入業者が分かるように以下内容を示した表示シールを各機器に貼り付けをすること。

- （ア）契約名
- （イ）リース期間
- （ウ）リース業者名
- （エ）保守業者名

(4) 接続確認作業

各設置場所の情報コンセントから HUB 等までの接続は本市が行う。HUB 等から機器への通信確認は、落札業者が行うこと。

また、無線 LAN 接続の場合、無線 AP から端末への接続確認は、落札業者が行うこと。無線 AP は 2 種類あることに留意すること。無線 AP 及びルータ側の設定作業については本市作業とする。

(5) 既存パソコンへの新規プリンタの設定

既存パソコンから新規プリンタに印刷できるよう、既存パソコンに新規プリンタの設定を行うこと。

(6) 既設プリンタの取扱い

新規プリンタ設置後、既設プリンタについては、落札業者にて引上の上、本市へ配送すること（配送先：吹田市役所高層棟 9 階デジタル政策室）。本市へ配送された既設プリンタについては、本市にて現行リース業者へ返却するものとする。

(7) 作業に当たり発生する廃棄物

納品時等に発生する段ボールや防護材、LAN 通信線等の廃棄物は、本市の指示に従い、落札業者の責任で撤去すること。

6 各種ドキュメント類の作成

機器の納品・設定・設置の各作業に係る次のドキュメント類を作成すること。なお、(7) のドキュメントについては、必要に応じて作成し、進捗管理や課題管理等を行うこと。作成時期は別途指示する。

- (1) 体制図
- (2) 機器設置 IP 一覧・機器一覧
- (3) 無線 LAN アダプタの MAC アドレス一覧
- (4) 配置図面（配線経路図含む）
- (5) 全体スケジュール
- (6) 個別（当日）タイムスケジュール
- (7) 課題管理表

7 検収

本件において設置指示した全ての納品機器について、設置場所への設置作業完了後、本市による納品状況の検収を行う。不良と認められた機器は、速やかに対処を行い、復旧又は、本仕様書及び別紙「機器選定仕様書」を全て満たした代替機を納品すること。

8 保守要件

(1) 保守対象

納品機器（ソフトウェア含む。）のうち、特に指定するものを除き全てを保守対象とし対応すること。なお、「5（3）」に記載した物品は、保守対象外とする。

(2) 前提条件

ア 保守の実施に際し、本市は保守業者に必要な範囲において施設、機器装置等の使用を認めるものとする。

イ 保守業務に要する器材（用具・工具・保守用交換部品等）及び技術員の派遣その他、業務に係る費用一切については、本業務に含まれる。

(3) 業務範囲

以下の作業を落札業者の責任において確実に実施すること。

なお、以下に示す内容は必須条件であり、記載事項以外の内容についても本市業務に影響を与えないよう調整の上、必要に応じて実施すること。

ア 各種問合せ対応及び障害時対応を行うこと。

イ 問合せ窓口の設置

障害対応、及び問合せ窓口を一本化すること。

ウ 障害対応時間帯

(ア) 受付対応時間帯

電話受付時間は、本市開庁日（土、日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く日。以下同じ。）の午前8時30分から午後6時までとする。

(イ) 保守対応時間帯（技術者の派遣対応時間帯）

原則として本市開庁日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

(ウ) 障害対応時間帯（技術者の派遣対応時間帯）

(ア) にて障害受付が行われてから翌開庁日までに設置場所へ技術者を派遣し、速やかに作業着手すること。ただし、緊急性が高いものと本市が判断した場合はこの限りではない。

エ オンサイト対応

障害発生時はオンサイト対応とし、適切に部品交換を実施すること。オンサイトでの保守対応が不可能な部品がある場合には、予備品の保有等により迅速な復旧を実現すること。また、必要に応じて疎通、動作確認を実施すること。

なお、交換部品については全て無償で提供することとし、交換後の不良部品については保守業者にて処分すること。

(4) 免責事項

本件保守業務に係り、本市による以下のような行為があった場合は、保守業者はその責を免れるものとする。

ア 保守業者の指示に反する機器装置等及びソフトウェアの用い方をしたとき。

イ 本市の都合により機器装置等及びソフトウェアに変更・改良を加えたとき。なお、変更・改良を加えることについて、あらかじめ保守業者に対して承諾を得ていた場合は除く。

(5) 特記事項

保守体制、サポート内容、サポート方法は、保守開始までに文書として提示すること。

9 契約形態

本件調達には5年間の賃貸借を前提とし、期間終了後は、本市に調達機器の所有権を無償譲渡すること。

10 その他

本件を実施する上で必要な費用は、全て当該契約に含まれるものとし、追加費用は認めない。本仕様書に定めのない事項が生じた場合、双方協議の上で対応することとするが、業務の目的に照らして明らかに必要と認められる作業については、リース業者及び保守業者の責任において実施すること。